令和８年１月

保護者様へ

新潟市こども未来部幼保支援課

新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

【出席停止期間】発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

出席停止期間が終了し登園する際は、以下の療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）を保護者が記入し、施設へ提出してください。

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）　※保護者が記入してください。

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　クラス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

園児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過しましたので

年　　月　　日より登園いたします。

診断を受けた医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発　症　日：　　月　　日

解熱した日：　　月　　日

登　園　日：　　月　　日

年　　月　　日　　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【例】

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						登園可能
				0日目	1日目	
				症状軽快		

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症							登園可能
					0日目	1日目	
					症状軽快		